

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	京都市くらし応援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、京都市くらし応援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和7年6月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	京都市くらし応援給付金に関する事務
②事務の概要	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、低所得者等に対し地方公共団体が地域の実情等に応じ適切な支援を行えるようにすることが示され、所得税及び個人住民税の定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付（令和6年度京都市くらし応援給付金及び京都市くらし応援給付金（不足額給付））を実施するもの。 また、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、低所得世帯への給付金の支給を行うとされたことから、本市において住民税均等割非課税世帯への給付金（京都市くらし応援給付金（3万円給付、子ども加算））の支給を実施するもの。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度京都市くらし応援給付金（新たに令和6年度住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯）の支給事務 (2)令和6年度京都市くらし応援給付金（子ども加算）の支給事務 (3)令和6年度京都市くらし応援給付金（調整給付）の支給事務 (4)京都市くらし応援給付金（3万円給付、子ども加算）の支給事務 (5)京都市くらし応援給付金（不足額給付） 情報ファイルを使用する事務は、次のとおりである。 ・支給要件の確認に必要な令和6年1月2日以降転入者に対する課税状況等確認 ・支給要件の確認に必要な生活保護受給者の個人特定 ・公金受取口座登録情報 特定個人情報ファイルは本給付金の対象者の選定、申請者の支給要件の該当性の判定及び支給口座の確認に使用している。
③システムの名称	保健福祉業務オンラインシステム、マイナンバー連携システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

京都市くらし応援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の表第160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
②所属長の役職名	企画・ケアラー支援推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室(給付金担当) 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング5階 TEL 075-741-7498
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申請性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーの提供が受けられない場合は、統合宛名システムによる照会を行う。その際、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。	

變更箇所

[illegible]